

【様式2】

平成30年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第3/四半期分)

(独立行政法人名:自動車事故対策機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることと した業務方法書又は 会計規程等の根拠条 文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約に よらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
平成29年度自動車アセスメント 試験用車両の購入(スズキ ス イフト 3台)	(独)自動車事故対策機構 理事長 濱 隆 司 東京都墨田区錦糸3-2-1	平成29年11月7日	株式会社スズキ自販 東京 東京都新宿区大京町 23-2	会計規程第34条第1項 第1号(契約の性質又 は目的が競争を許さな いとき)	5,265,000	5,265,000	100	0	自動車アセスメントのための試験 車両の購入にあたっては、身分を 明かさずに自動車ディーラー等の 展示車又は在庫車を即時購入 し、その場で車体及び試験対象 関係部位にペイントでマーキング することにより、購入車両に対す る自動車メーカーの関与を排除 し、公正性・中立性を確保してい ることから随意契約により購入せ ざるを得ない	19	
平成29年度自動車アセスメント 試験用車両の購入(ダイハツ ミライース 3台)	(独)自動車事故対策機構 理事長 濱 隆 司 東京都墨田区錦糸3-2-1	平成29年11月22日	ダイハツ東京販売株式 会社 亀戸店 東京都江東区亀戸4丁 目12番7号	会計規程第34条第1項 第1号(契約の性質又 は目的が競争を許さな いとき)	3,240,000	3,240,000	100	0	自動車アセスメントのための試験 車両の購入にあたっては、身分を 明かさずに自動車ディーラー等の 展示車又は在庫車を即時購入 し、その場で車体及び試験対象 関係部位にペイントでマーキング することにより、購入車両に対す る自動車メーカーの関与を排除 し、公正性・中立性を確保してい ることから随意契約により購入せ ざるを得ない	19	
平成29年度自動車アセスメント 試験用車両の購入(ダイハツ ムーヴキャンパス 3台)	(独)自動車事故対策機構 理事長 濱 隆 司 東京都墨田区錦糸3-2-1	平成29年11月22日	ダイハツ東京販売株式 会社 亀戸店 東京都江東区亀戸4丁 目12番7号	会計規程第34条第1項 第1号(契約の性質又 は目的が競争を許さな いとき)	4,633,200	4,633,200	100	0	自動車アセスメントのための試験 車両の購入にあたっては、身分を 明かさずに自動車ディーラー等の 展示車又は在庫車を即時購入 し、その場で車体及び試験対象 関係部位にペイントでマーキング することにより、購入車両に対す る自動車メーカーの関与を排除 し、公正性・中立性を確保してい ることから随意契約により購入せ ざるを得ない	19	
平成29年度自動車アセスメント 試験用車両の購入(ダイハツ ムーヴ 1台)	(独)自動車事故対策機構 理事長 濱 隆 司 東京都墨田区錦糸3-2-1	平成29年11月22日	ダイハツ東京販売株式 会社 亀戸店 東京都江東区亀戸4丁 目12番7号	会計規程第34条第1項 第1号(契約の性質又 は目的が競争を許さな いとき)	1,265,570	1,265,570	100	0	自動車アセスメントのための試験 車両の購入にあたっては、身分を 明かさずに自動車ディーラー等の 展示車又は在庫車を即時購入 し、その場で車体及び試験対象 関係部位にペイントでマーキング することにより、購入車両に対す る自動車メーカーの関与を排除 し、公正性・中立性を確保してい ることから随意契約により購入せ ざるを得ない	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることと した業務方法書又は 会計規程等の根拠条 文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約に よらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
平成29年度自動車アセスメント 試験用車両の購入(トヨタ ハリ アー 1台)	(独)自動車事故対策機構 理事長 濱 隆 司 東京都墨田区錦糸3-2-1	平成29年12月19日	茨城トヨペット株式会社 つくば西大橋店 茨城県つくば市西大橋 648-3	会計規程第34条第1項 第1号(契約の性質又 は目的が競争を許さな いとき)	3,500,000	3,500,000	100	0	自動車アセスメントのための試験 車両の購入にあたっては、身分を 明かさずに自動車ディーラー等の 展示車又は在庫車を即時購入 し、その場で車体及び試験対象 関係部位にペイントでマーキング することにより、購入車両に対す る自動車メーカーの関与を排除 し、公正性・中立性を確保してい ることから随意契約により購入せ ざるを得ない	19	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成29年度に締結した契約のうち、平成30年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」